

アラブ首長国連邦（UAE）における
ジェネラル・マネージャーとは

2016年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部　ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP に作成委託し、2016年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae
HP: www.clydeco.com

كليراندكو
CLYDE&CO

アラブ首長国連邦（UAE）におけるジェネラル・マネージャーとは

UAE 法においてジェネラル・マネージャー（以下、GM）とは、企業の管理職で、数々の法的義務と責任を負う者と定義されています。GM は UAE に居住する必要があり、会社の営業許可にその氏名が記載されなければなりません。

GM の職務は、通常、企業の具体的な業務内容とともに会社定款に記載されています。しかし、これらの法的義務について明確に把握せず、自らの役割を単なる管理職と認識している現職者もいるかもしれません。UAE“現地”における会社代表者である GM は、自らの義務と潜在的な法的責任について明確に理解することが重要です。

ジェネラル・マネージャーは取締役であるのか

GM の職務は、西洋の法域での解釈と概念に基づき、“director（取締役）”と混同されることがよくあります。この誤解の原因の一つとして、1984 年旧 UAE 会社法と、2015 年新会社法（以下、CCL）の両方に使われるアラビア語が、英語の“manager（マネージャー／部長）”、“director（取締役）”のいずれにも翻訳可能であることがあげられます。

有限責任会社（以下、LLC）の基本約款（MoA）においては、それぞれの職務範囲を具体的に示すことによって GM と取締役を区別することが可能です。GM は日常業務の運営と管理の責任者（営業許可証にもその責任者として明記）であるのに対し、取締役会は、全体的な事業戦略、コンプライアンスやガバナンスにかかわる危機管理、事業継続などの責任を負います。

しかし実際のところ、取締役会が存在しない会社も少なくありません。LLC は、単独の会社取締役（通常、運営管理は GM に委任）、あるいは取締役の職務を兼任する単独の GM だけの運営が可能です。

会社法（CCL）における義務と責任

CCL には、下記を含め、GM に適用される多くの義務が定められています。

- ・ 会社を“管理する権限を担う者”は、自らの権利を保守し、“善良なる受託者”の注意義務を払い、会社の目標と与えられた権限に即して行動しなければなりません。これは、明ら

かに GM にも該当する義務であり、取締役の職務を担わない場合も同じです。“善良なる受託者 (prudent person)”とは、自らの義務を果たすに足る経験と責任感を有する者とされています。これは客観的に定義された義務ですが、事業の種類や規模などの状況に応じて適宜適用されます。

- ・ LLC 取締役は、株主の合意なく LLC と競合してはならないとする具体的な制限があります。また取締役は、いかなる取引においても共通の利益あるいは相反する利益に関し、取締役会に報告し、承認を得なければなりません。これらの規定は、取締役の職務を兼任しない GM には、あまり適用されることはありませんが、雇用契約などに基づき、ほかの競争禁止条件が適用されることがあるかもしれません。
- ・ さらに、経理、記録管理、会社の通信記録、監査員や関係当局への情報提供、特定の状況に応じた株主総会の開催などに関する多くの義務が定められています。これらの義務を怠った場合、多額の罰金あるいは禁固刑の対象となる恐れもあります。

有限責任会社 (LLC) の取締役も兼任する GM は、その LLC だけでなく、親会社や第三者に対しても、以下の責任が問われる可能性があります。

- 詐欺的行為
- 権力の濫用
- 法律あるいは会社約款 (MoA) の規定の違反
- 自身の取締役としての職務契約違反
- 大きな過失

“大きな過失 (gross error)”という用語の明確な定義はありませんが、上述の“管理する権限を担う者”が払うべき基本的な注意義務を、取締役個人が怠ったことを原因とする、苦情や申し立てなどが該当するものと考えられます。

MoA やほかの契約に、取締役の個人責任を回避するような規定があったとしても、それらは無効です。また CCL は、管理職 (現職または前任者) の免責に、会社あるいは関連会社が合意することを禁じています。MoA にそのような規定があった場合、それらはすべて無効となります。

ほかの潜在的な責務

また GM は、UAE におけるさまざまなほかの法律や規則に基づき、責任が問われることも考えられます。

- ・ 不法行為：民法に基づき、会社業務の一環である行為により、他者に被害を与える結果が生じた場合、その行為に対する GM 個人の責任、あるいは代表者としての責任が問われる可能性もあります。
- ・ 秘密漏洩：刑法に基づき、職務あるいは業務上知り得た機密情報を、自らの利益あるいは第三者の利益のために漏洩した場合、他者の信頼を裏切る行為として犯罪とみなされます。

会社が財政難に陥った場合、特に懸念が生じます。会社が“詐欺的業務活動”（会社の資本金に関する偽証や架空利益の分配など）あるいは、会社の債権者の一部あるいはすべてに不利益をもたらす活動（特定の債務の優先返済など）を行い、倒産した場合、その会社の GM に刑事責任が問われる可能性があります。また、不渡り手形に署名した GM は、民事責任、刑事責任に問われることは言うに及びません。株主や取締役が海外に在住する場合、これらの状況で矢面に立たされるのは、UAE 在住の GM となるのが現実です。

フリーゾーン企業

フリーゾーン企業の GM が負う具体的な義務は、各フリーゾーンで適用される規則によって異なります。たいてい、適用される義務の範囲は広く、経理や記録管理などに及びます。また、民法、商法、刑法もフリーゾーン内で適用されます*。

*ただし、金融フリーゾーン（DIFC および ADGM）はこの限りではなく、これらでは UAE の連邦民事法、商事法は適用されません。

<役立つヒント>

ご自身の職務と責任を明確に理解すること。会社定款（MoA）、役務契約書、委任状を見直すことも大切です。必要に応じ、適切な法的アドバイスを仰ぎましょう。

- ・ 重要な会社決定事項は文書として記録し、独立した法人である会社の利益は慎重に取り扱うべきです。
- ・ 会社の利益に反する利害関係が生じた場合、会社が財政難に陥った場合は特に慎重な行動が不可欠です。適宜、第三者の法律専門家にアドバイスを仰ぐことをおすすめします。
- ・ ご自身の役職の結果、個人的に被り得る経済的損失を補償するための損害賠償の用意、および、または **D&O** 保険への加入を、会社あるいは株主に要求することも留意ください。